

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例 逐条解説

太平洋に面する八戸市は、海から拓^{ひら}け、海とともに発展した日本有数の水産都市であるとともに、臨海部に大規模な工業地帯を有するなど北東北を代表する工業都市である。また、八戸港、東北縦貫自動車道八戸線、東北新幹線八戸駅などで広域交通網に接続された八戸市は、交通や物流における利便性を生かし、北東北を代表する産業経済拠点として発展を遂げてきた。

こうした八戸市の発展を支えてきたのは、市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業であり、これらの企業は、八戸市の産業及び経済並びに雇用の担い手として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化による競争激化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、さらには、地震や津波、洪水、土砂災害等の大規模な自然災害の頻発や、感染症の世界的な大流行等が中小企業・小規模企業の事業継続に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中で、将来にわたり八戸市が持続的な発展を遂げていくためには、中小企業者・小規模企業者が自らの創意工夫及び自主的な努力により経営基盤の強化及び経営の革新に努めるとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携し、それぞれの役割に応じ、中小企業・小規模企業の振興に向けた取組を行うことが必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱の1つとして位置付けるとともに、地域社会が中小企業・小規模企業の重要性を共有し、一体となってその振興に取り組むため、この条例を制定する。

【解説】

この条例の制定の背景や、趣旨、目的を明らかにするため、前文を置いています。

前文は、具体的な規範を定めたものではないことから、その内容から直接的な法的効果が発生するものではありませんが、条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示すものとされています。

前半部分では、八戸市が経済的及び社会的に発展を遂げる上で、中小企業・小規模企業が重要な役割を果たしてきた一方、それら企業を取り巻く環境が厳しさを増してきているほか、大規模な自然災害の頻発や感染症の世界的な大流行が事業継続に大きな影響を及ぼしているといった、条例制定に至った背景を示しています。

それを受けた形で後半部分では、中小企業・小規模企業自らの努力に加え、関係主体が連携してそれら企業の振興に取り組むことが本市の発展に不可欠としたうえで、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱に位置付け、地域社会が一体となって取り組むという理念を示しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の制定の趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定しています。

この条例は、基本理念、市の責務、各関係主体の役割等のほか、施策の基本方針等を明らかにすることを目的とした、いわゆる理念条例と呼ばれるものです。

本条では、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興に関する基本理念、市の責務等、施策の基本となる事項を定めることで、各種施策を総合的に推進し、「本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与すること」を実現すべき最終目的として掲げています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他これらに類する団体

- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業の振興に関係する団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業を営む者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を営む者及び信用保証協会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校であって、市内に所在するものをいう。
- (7) 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (8) 創造的な事業活動 法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。

【解説】

本条では、この条例で用いる用語の定義について規定しています。

1 「中小企業者」について

第1号では、この条例における「中小企業者」の定義を定めており、市内に事務所又は事業所を有するもののうち、①中小企業基本法に規定する「中小企業者」、②中小企業団体の組織に関する法律に規定する「中小企業団体」や、商店街振興組合法に規定する「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」のほか、これらに類する団体を指すこととしています。

■ 中小企業基本法に規定する「中小企業者」

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 (その他の業種。②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

■ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する「中小企業団体」

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

2 「小規模企業者」について

第2号では、この条例における「小規模企業者」の定義を定めており、中小企業基本法に規定する「小規模企業者」であって、市内に事務所又は事業所を有するものを指すこととしています。

留意事項として、小規模企業者は、中小企業者に含まれる概念であることから、条文の先頭に「中小企業者のうち、」と明記しています。

■ 中小企業基本法に規定する「小規模企業者」

業種	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 (その他の業種。②～④を除く。)	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

3 「中小企業関係団体」について

第3号では、この条例における「中小企業関係団体」の定義を定めており、商工会議所や商工会など「中小企業の振興に関係する団体」で、市内に事務所又は事業所を有するものを指すこととしています。

4 「大企業者」について

第4号では、この条例における「大企業者」の定義を定めており、「中小企業者以外の事業を営む者」で、市内に事務所又は事業所を有するものを指すこととしています。

第1号及び第2号に掲げる「中小企業者」「小規模企業者」の定義に該当しない事業者は、「大企業者」に該当します。

5 「金融機関」について

第5号では、この条例における「金融機関」の定義を定めており、「銀行、信用金庫、信用協同組合」などの金融業を営む者及び信用保証協会で、市内に事務所又は事業所を有するものを指すこととしています。

6 「大学等」について

第6号では、この条例における「大学等」の定義を定めており、大学、高等専門学校で、市内に所在するものを指すこととします。具体的には、八戸学院大学、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校が該当します。

7 「経営の革新」について

第7号では、この条例における「経営の革新」の定義を定めており、中小企業基本法に規定する「経営の革新」を引用しています。

8 「創造的な事業活動」について

第8号では、この条例における「創造的な事業活動」の定義を定めており、中小企業基本法に規定する「創造的な事業活動」を引用しています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 中小企業が本市経済の発展、雇用の創出等に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- (3) 本市が有する地域資源及び産業基盤の積極的な活用により、経営の革新及び創業並びに創造的な事業活動が促進されること。
- (4) 本市経済の循環の促進により、持続可能な地域社会の構築が図られること。
- (5) 小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に資する環境が整備され、小規模企業の持続的な発展が図られること。
- (6) 市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が、中小企業者とともに相互に連携し、及び協力すること。

【解説】

本条は、この条例の目的である「中小企業の振興」を実現するため、各関係主体が共有すべき基本的な方向性を「基本理念」として定めるものであり、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、6項目を掲げています。

第1号では、前文でも述べているとおり、市内企業の大多数を占める中小企業が八戸市の発展を支え、また、八戸市の産業及び経済並びに雇用の担い手として重要な役割を果たしてきた経緯に鑑み、経済・雇用・市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在で

あることを共有していく必要がある旨を規定しています。

第2号では、中小企業基本法第3条に規定する基本理念を踏まえ、中小企業の振興は、企業自身の創意工夫や自主的な努力が発揮されることが前提となることから、その促進がなされる必要がある旨を規定しています。

第3号では、本市は、水産資源など恵まれた地域資源があるほか、港や高速交通網に接続され利便性が高いこと、大学等の研究開発機関が充実していること等、産業基盤が確立されていることを背景に、多種多様な産業が集積し発展してきた経緯を踏まえ、今後こうした地域資源や産業基盤を活用しながら、創造性に富んだ事業活動や創業が促進されることの必要性を規定しています。なお、第11条第1項第2号で、市の施策の基本方針としても位置付けられています。

第4号では、今後も本市が発展を遂げていくためには、持続可能な地域社会の構築が必要であり、そのためには、地産地消をはじめとした本市経済の循環が促進される必要がある旨を規定したものです。なお、第11条第1項第7号で、市の施策の基本方針としても位置付けられています。

第5号では、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業の実情を踏まえ、小規模企業の活力が最大限に発揮されるためには、事業活動に資する環境整備が推進されることが必要であり、また、小規模企業の持続的な発展が図られる必要がある旨を規定しています。なお、第11条第2項で、市の施策の基本方針としても位置付けられています。

第6号では、中小企業の振興を行っていくためには、各関係主体が個別に取り組むのではなく、市、中小企業関係団体、大企業者、大学等及び市民が、中小企業と相互に連携・協力することが必要である旨を規定しています。なお、第11条第1項第8号で、市の施策の基本方針としても位置付けられています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。この場合において、市は、中小企業の実態を的確に把握するとともに、中小企業者の意見を聴き、適切に施策に反映するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との連携及び協力に努めるもの

とする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関し、市が果たすべき責務について規定しています。

第1項では、市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する旨を定めています。

施策の実施に当たっては、中小企業を取り巻く経済的及び社会的な環境の変化等についてエビデンスをもとに的確に捉えるとともに、アンケート等を通じて中小企業者の意見を聴き、それぞれが抱える課題の解決に向け、適切に施策の実施に反映するよう努めることとしています。

第2項では、市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たり、関係する各主体はもとより、国や県などの関係地方公共団体との連携及び協力を努める旨を規定しています。

この条例では、市の役割を「責務」とし、条文中でも「責務を有する」と規定することで、中小企業者の「努力」や、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び大学等の「役割」、市民の「理解及び協力」と比較し、中小企業の振興に対する市が果たすべき役割・責任の重さを表現しています。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に対応するため、自らの創意工夫及び自主的な努力により、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 中小企業者は、市内における雇用機会の確保、人材の育成及び従業員の福利厚生
の充実に努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興は、各企業自らの自主的な努力が不可欠であり、この条例の目的を実現するため、中小企業が行うべき自助努力について規定しています。

第1項では、第3条第2号の基本理念に基づき、中小企業者は経済的及び社会的な環境の変化による影響を受けやすいため、創意工夫や自助努力により、経営基盤の強化や経営の革新に努めるべき旨を規定しています。

第2項では、中小企業者は、雇用の担い手として重要な役割を果たしてきており、今後においても、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実現に努めるべき旨を規定しています。

第3項では、第3条第4号の基本理念に基づき、中小企業者は、本市経済の循環による持続可能な地域社会の構築を図るため、事業活動を行うに当たっては、市内において生産、製造、加工された物品やサービスの積極的な利用に努めるべき旨を規定しています。

第4項では、中小企業者は、市内企業の大多数を占め、地域社会における影響力が大きいため、自らの事業活動に終始することなく、地域社会を構成する一員として一定の社会的責任があることを自覚し、地域社会との調和や暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるべき旨を規定している。

第5項では、市が中小企業の振興に関する施策を実施する際、協力するよう努めるべき旨を規定しています。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新を図るために行う取組に対する積極的な支援に努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、創業及び事業承継を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関し、各企業の経営改善や成長発展に向けた指導・支援を行っている商工会議所、商工会等の中小企業関係団体が果たすべき役割について規定しています。

第1項では、中小企業関係団体は、中小企業者の経営課題の解決に当たり大きな役割を果たすことから、日頃から事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営資源の確保による経営基盤の強化や、中小企業者の発展に不可欠な経営の革新に対し、積極的な支援に努めるべき旨を規定しています。

第2項では、中小企業関係団体は、創業や事業承継を希望する者に対し、積極的な支援に努めるべき旨を規定しています。

第3項では、中小企業関係団体は、市が中小企業の振興に関する施策を実施する際、協力するよう努めるべき旨を規定しています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において中小企業が果たす役割の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

3 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関し、大企業者が果たすべき役割を規定しています。大企業者は、中小企業者と比較して企業数は少ないものの、事業活動の規模が大きく、中小企業者に対しては取引関係にある等、大きな影響力を有していることから、一定の役割を果たすことが求められています。

第1項では、大企業者は、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない、重要な役割を担った存在であることについて理解を深め、連携及び協力に努めるべき旨を規定しています。

第2項では、大企業者は、本市経済の循環による持続可能な地域社会の構築を図るため、事業活動を行うに当たっては、市内において生産、製造、加工された物品やサービスの積極的な利用に努めるべき旨を規定しています。なお、第3条第4号の基本理念に基づいています。

第3項では、大企業者は、市が中小企業の振興に関する施策を実施する際、協力する

よう努めるべき旨を規定しています。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要及び経営相談に対し適切に対応することにより、中小企業者の経営の改善及び向上が図られるよう支援に努めるものとする。

2 金融機関は、創業及び事業承継を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。

3 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関し、金融機関が果たすべき役割を規定しています。

金融機関は、資金供給、経営改善等の面で中小企業者の事業活動に深く関係しており、中小企業者の経営課題の解決に当たり大きな役割を担っていることを示しています。

第1項では、中小企業者が事業活動を行う上で、円滑な資金調達は不可欠なものであることから、金融機関は、資金繰り支援や経営改善等のコンサルティング機能を発揮することで、中小企業者の健全な発展に向けた経営の改善・向上に協力するよう努めるべき旨を規定しています。

第2項では、金融機関は、創業や事業承継を希望する者に対し、積極的な支援に努めるべき旨を規定しています。

第3項では、金融機関は、市が中小企業の振興に関する施策を実施する際、協力するよう努めるべき旨を規定しています。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、本市経済の発展に寄与する人材の育成に努めるとともに、中小企業者との連携による新商品及び新技術の研究並びにその成果の普及に努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関し、大学等の果たすべき役割を規定しています。

第1項では、大学等は、教育機関として優れた人材を育成し、社会に輩出することで、中小企業に対し優秀な人材を供給することが期待されることから、本市経済の発展に寄与する人材の育成に努めるべき旨のほか、中小企業者と連携した新商品及び新技術の研究並びにその成果の普及に努めるべき旨を規定しています。

第2項では、大学等は、市が中小企業の振興に関する施策を実施する際、協力するよう努めるべき旨を規定しています。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市内において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関し、市民の果たすべき役割（理解及び協力）について規定しています。

第1項では、中小企業の振興が図られることが、本市経済の活性化や雇用の創出、市民生活の向上といった好循環に寄与するというメカニズムについて理解を深めるよう努めるべき旨を規定しています。

また、消費者として、本市経済の循環による持続可能な地域社会の構築を図るため、市内において生産、製造、加工された物品やサービスの積極的な利用に努めるべき旨を規定しています。なお、第3条第4号の基本理念に基づいています。

第2項では、市民は、市が中小企業の振興に関する施策を実施する際、協力するよう努めるべき旨を規定しています。

(市の施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経営基盤の強化の促進を図ること。
 - (2) 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
 - (3) 販路拡大の促進を図ること。
 - (4) 人材の確保及び育成を支援すること。
 - (5) 事業承継の円滑化を図ること。
 - (6) 資金の供給の円滑化を図ること。
 - (7) 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること。
 - (8) 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること。
- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経済的及び社会的な環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者について、その事業の持続的な発展が図られるよう支援に努めるとともに、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう配慮するものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっての市の基本方針を規定しています。

市は、この方針に基づき、経済的及び社会的な環境の変化に対応しつつ、具体的な施策を展開していくこととなります。

第1項第1号では、経営資源の確保等による経営基盤の強化の促進を図ることを掲げています。

第1項第2号では、第3条第3号の基本理念に基づき、恵まれた地域資源や本市の経済発展を支えてきた産業基盤を活用しながら、中小企業者の発展に不可欠な経営の革新や、創業及び創造的な事業活動の促進を図ることを掲げています。

第1項第3号では、中小企業者の収益向上につなげるため、地場産品を国内外に広く発信し、市外からの外貨を獲得すること等を目指し、各企業による販路拡大の促進を図ることを掲げています。

第1項第4号では、従業員の能力開発、技術や知識・情報の継承等、人材の確保や育成について支援することを掲げています。

第1項第5号では、中小企業の減少による本市経済の停滞や地域の活力低下が懸念されることから、経営者の高齢化や後継者難等の問題に対し必要な施策を講ずることによ

り、中小企業者の事業承継の円滑化を図ることを掲げています。

第1項第6号では、事業活動に必要な資金の確保や充実により、中小企業者の事業活動の円滑化を図ることを目的に、資金の供給の円滑化を図ることを掲げています。

第1項第7号では、第3条第4号の基本理念に基づき、地産地消等の推進による本市の経済循環の促進を図ることを掲げています。

第1項第8号では、第3条第6号の基本理念に基づき、事業活動の範囲拡大や受発注における協力関係の構築等につなげるため、業種にかかわらず、中小企業者同士、あるいは各企業者と中小企業関係団体等の各関係主体、市民との連携を促進することを規定しています。

第2項では、市は、施策を推進する上で、経済的及び社会的な環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の実情を踏まえ、経営基盤の強化の促進等により事業の持続的な発展を支援するとともに、資金調達等により円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう配慮することを規定しています。

(受注機会の確保)

第12条 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、契約の透明性及び競争の公正性の確保並びに予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業者の受注機会の確保を図るために、市が中小企業者の需要の増進に資するよう、工事の発注や物品・役務の調達において配慮すべきことを規定しています。

中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第3条において、「国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をするべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。」と規定し、また、同法第8条において、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の発注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。

また、中小企業基本法においても、第23条で「国等からの受注機会の増大」について規定していることから、これらを踏まえ、本市としても、透明性及び競争の公正性を確

保するとともに、予算の適正な執行に留意しながら、地元企業からの調達に配慮することとし、中小企業者の受注機会の確保に努める旨を規定しています。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、市が年次公表することを規定しています。

この条例に規定する基本理念、市の施策の基本方針等が単なる宣言に終わることなく、市民への情報公開を通じて、その適正な履行が担保されるようにするため、市に対し、中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表義務を課した規定となります。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第14条 中小企業の振興を推進するため、八戸市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議し、その結果を答申する。
- 3 振興会議は、中小企業の振興に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
- 4 振興会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 中小企業関係団体の関係者
 - (3) 金融機関の関係者
 - (4) 中小企業の経営者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 公募に応じた者
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の定数は、15人以内とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営等について必要な事項は、

市長が定める。

【解説】

本条では、中小企業・小規模企業振興会議の設置について規定しています。

第1項では、中小企業の振興を推進することを目的に、市長の附属機関として、八戸市中小企業・小規模企業振興会議（振興会議）を設置する旨を規定しています。

なお、附属機関とは、「執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないもの」のことをいいます。

第2項では、振興会議の職務として、市長の諮問を受け、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議し、その結果を答申する旨を規定しています。

第3項では、中小企業の振興に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる旨を規定しています。

第4項及び第5項では、振興会議の組織について規定しています。

第4項では、委員構成を規定しており、中小企業の振興を推進するために参画すべきと考えられる、学識経験者、中小企業関係団体の関係者、金融機関の関係者、中小企業の経営者、関係行政機関の職員、公募に応じた者、その他市長が必要と認める者を掲げています。

第5項では、振興会議の委員の定数について、15人以内と規定しています。

第6項では、第1項から第5項までに規定する事項以外で、振興会議の組織及び運営等に関することは市長が規則等で定める旨を規定しています。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条は、委任規定であり、振興会議の組織及び運営等に関する事等、この条例の施行に関し必要な事項については、執行機関である市長が定める旨を規定したものです。